

久里浜まちづくり協議会について

1 経緯

- ・ 久里浜地区には平成 3 年 10 月からまちづくりに関する組織が設置され活動を行っている。
 - H03・10・01 久里浜まちづくり懇話会
 - H06・12・01 JR・京急久里浜駅周辺地区再開発協議会
 - H15・09・01 久里浜まちづくり推進協議会
(会則・別紙のとおり)

- ・ JR・京急久里浜駅周辺の未利用地の跡利用や再開発を進め、市城南側の玄関口としての活力と賑わいのあるまちづくりを進めることを目的に検討組織が設置され、平成 7 年度に再開発を中心とする久里浜駅周辺地区整備計画が策定された。

- ・ 平成 11 年度に上記整備計画における事業予定者の撤退が決まり、計画の抜本の見直しをはかることになり、再開発中心から公共公益施設の整備を中心とするまちづくりへとシフトすることになった。

- ・ 横須賀市は都市計画マスタープランで拠点商業業務地として、また都市再開発方針では 1 号市街地として要整備地区に位置づけ、公共公益施設整備の方向で協議を進めてきたが、財政的な面から計画の中止が打ち出された。

- ・ 協議会としては大きな目標、目的を見失ってしまったが、今後の方向性や組織のあり方を議論する中で、もう一度原点に戻り久里浜駅周辺地区のまちとしての魅力と賑わいづくりについて検討し、活動を展開することが久里浜全体の共通課題になるとの認識の下、数年にわたる検討を経て、平成 19 年度に久里浜地区まちづくり基本構想を、また平成 21 年 3 月に久里浜地区まちづくり基本計画・部会別実施計画がまとめられた。

2 現状

- ・ 数年にわたる活動の成果として基本計画等を取りまとめたので、今後はそれに基づいて、可能な部分から事業に着手するという考え方のもと、今年度は以下の事項について検討を進める。

(交通環境のあり方を考える部会)

- * 商店街周辺における駐輪スペースの確保
- * 誰もが快適に歩くことができる歩行者空間の創出
- * JR 駅前と自転車等駐車場の間のバスの待機所の問題解消

(久里浜駅の玄関口としての魅力向上策を考える部会)

- * 西口栄え通りの機能更新
- * JR 駅周辺一帯の再整備計画
- * 駅周辺、駅一帯の歩行者動線の考え方

(花のまち・くりはまの実現と環境美化、歴史・文化の活用を考える部会)

- * イベントを通じたまちづくりの提案
 - * 花作りに向けた組織づくりと体制について
 - * 花づくりのモデル地区の検討
 - * 郷土愛を醸成するための歴史絵本の製作
- などについて各部会等で検討する予定である。

3 課題

- ・ 関係機関との役割分担を図りながら進めることになっているが、取り組もうとする課題が質量ともに大きく、いずれの団体も財政状況が非常に厳しい中、基本計画の実現には紆余曲折と相当の時間が予想される。
- ・ また、活動を始めて 20 年近く経過し、関係機関の撤退や計画変更などに翻弄され、現実問題としてなんら具体的になっておらず、メンバーのモチベーションの維持が難しくなっている。
- ・ 組織設立の経緯から計画はハード整備が中心となっており、ソフト面の施策が弱い。

久里浜まちづくり推進協議会・会則

(目 的)

第1条 本協議会は、JR久里浜駅・京急久里浜駅周辺地区が横須賀市南地区の中心市街地として発展を図るため、「活力と魅力」のあるまちづくりを積極的に推進することを目的とする。

(名称等)

第2条 本協議会は、久里浜まちづくり推進協議会（以下協議会」という。）と称し、本協議会の主旨に賛同する久里浜地域の事業経営者、企業代表者、地域住民の代表者及び学識経験者等をもって組織する。

(事 業)

第3条 協議会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) まちづくりの調査・研究
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) その他協議会の目的達成に必要な活動

(事務局)

第4条 協議会の事務局を横須賀市役所久里浜行政センター内に置く。

(顧問及び相談役)

第5条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	若干名
幹 事	若干名
会 計	1 名
監 事	2 名

(役員任期)

第7条 協議会の役員は、総会において選出し、その任期は2年とする。

ただし、再選をさまたげない。

- 2 任期の途中で、新たに役員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 3 幹事は、協議会の庶務を行う。
- 4 会計は、協議会の金銭及び物品の出入りを管理する。
- 5 監事は、協議会会計を監査する。

(役員会)

第9条 会長、副会長、幹事及び会計は役員会を構成し、協議会の基本的事項を審議し、会務の運営にあたる。

(総会)

第10条 総会は、年1回定期的に開催する。

- 2 役員会が必要と決定したときまたは会員の過半数の要求があったときは、臨時に総会を開催することができる。

(総会の決議事項)

第11条 次の各号に掲げる事項は、総会の決議を得なければならない。

- (1) 規約の改廃
- (2) 役員を選任に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 予算及び決算
- (5) その他協議会の重要事項

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の招集)

第13条 役員会は、会長が副会長と協議し招集する。ただし、緊急の場合は会長が招集することができる。

(役員会の決議)

第14条 役員会の決議は、出席者の過半数の賛成で成立する。

(専門委員会)

第15条 専門的事項を検討するため、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員は、会長が指名する。
- 3 会長は、専門委員会の委員長となる。

(会計)

第16条 協議会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってまかなう。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会の同意を得て会長が定める。

付 則

1. この会則は、1994年・平成6年12月1日から施行する。
2. この会則は、1998年・平成10年5月15日から施行する。
(副会長1名から2名、会計2名から1名にそれぞれ変更)
3. この会則は、2003年・平成15年9月1日から施行する。
4. この会則は、2004年・平成16年11月15日から施行する。